

パブリック・コメントの実施結果について

- 1 実施期間 令和8年5月1日（金）～令和8年6月1日（月）
- 2 意見の提出状況 1件
- 3 提出された意見の概要、それに対する県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方(計画への反映状況)	計画案のページ
1	通学路において、進入を制限する対策や狭さく（車両の速度を制限する施設）の設置等を積極的に検討すべき。	通学路の安全対策については、第1部-第3章-第2節-1-(1)「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」において、「・・・特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道や自転車通行空間等の交通安全施設等の整備、<u>通行禁止等</u>の効果的な交通規制の推進など、きめ細かな交通事故防止対策を実施する・・・」と追記（下線部）します。 同(1)-ア「生活道路における交通安全対策の推進」において、「・・・面的対策が必要な地区については、・・・最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプや<u>狭さく</u>といった物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30 プラス」の整備を推進・・・」と記載しています。	23 ～ 24